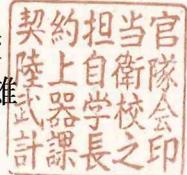


入札公告

公告第4号
令和7年1月23日契約担当官陸上自衛隊武器学校
会計課長 烏倉文雄

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告する。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量
給食業務の部外委託	仕様書 第7-1号のとおり	ST	1

(2) 履行場所：茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1 陸上自衛隊土浦駐屯地

(3) 履行期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 競争参加資格

- (1) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有し、「A」「B」「C」に格付けされた者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けているものと資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとするものでないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している資格者でないこと。
- (9) 仕様書中、第2項に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることが出来ることを証明できる者であること。

3 契約条項等を示す場所

- (1) 陸上自衛隊武器学校会計課契約班
- (2) インターネット武器学校ホームページ
- (3) 別紙第1「陸上自衛隊土浦駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」
(以下「入札実施要項」という。)に記載する事項
- (4) 前各号のほか、陸上自衛隊標準契約書契約条項を適用する。

4 入札説明会

- (1) 実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和7年2月1日～7日で実施するので、希望日を令和7年1月31日までに連絡することとし、個別に対応する。
- (2) 参加希望者は、希望日を令和7年1月31日（土曜日及び日曜日を除く。）15時までに別紙第2参加希望表に必要事項を記入の上、持参またはFAXで申請すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊土浦駐屯地 会計課入札室
- (2) 日 時：令和7年2月18日（火）13時10分から
- (3) 入札執行に先だち、仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため業務提案書を令和7年2月7日（金）17時までに提出すること。

6 落札決定方法等

- (1) 総額が予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。同価格の場合は、くじ引きの抽選により決定する。
- (2) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし落札者が契約を結ばないときは、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
- (4) 電報・電話・FAXによる入札
- (5) 別紙第1「陸上自衛隊土浦駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」に示す入札関係書類を提出期限までに書類提出をしないものが行った入札

9 契約書の作成

- (1) 作成日：令和7年4月1日
- (2) 様式：陸上自衛隊標準契約書（※昨年より変更有）
- (3) 契約条項
給食業務部外委託契約条項
- (4) 付帯する特約条項
 - ア 部分払に関する特約条項
 - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - ウ 暴力団排除に関する特約条項

10 契約の締結

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和7年度予算が成立することを条件とする。また、定められた時期に仕様書に示された資料等を提出し、承認を得ることが出来なかった場合は契約を締結しない。

11 その他

- (1) 郵便又は事前の持参により入札に参加する場合は入札書を内封筒に入れ、会社名、「公告第4号 納入業務の部外委託」、入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により令和7年2月17日（月）12時までに到着の確認をすること。
- (2) 初度入札で郵便等による入札があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。郵便等による入札がなかった場合には、その場で再度入札を実施する。
 - ア 日時：令和7年2月26日（水）13時10分
 - イ 場所：陸上自衛隊土浦駐屯地会計課入札室
- (3) 入札参加希望者は、令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査決定通知書の写しを提出すること。
令和4・5・6年度競争参加資格を申請中で当該通知を受けていない場合は、申請中であることを証明できる書類の写しを提出すること。
- (4) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札参加申込及び契約事項に関する問い合わせ

TEL：029-887-1171
FAX：029-887-1332

 - ア 入札に関する件
陸上自衛隊武器学校 会計課（担当 鳥倉 内線270）
 - イ 仕様書に関する件
陸上自衛隊武器学校 管理課糧食班（担当 吉田 内線255）

陸上自衛隊土浦駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項

1 趣 旨

本要項は、陸上自衛隊土浦駐屯地における給食業務の部外委託（以下「本委託業務」という。）に係る競争入札に必要な手続き等について定め、競争入札の透明性及び公正性を確保するとともに、契約の適正な履行に資することを目的として定めるものである。

2 本委託業務の内容

(1) 本委託業務の概要

陸上自衛隊土浦駐屯地（以下「官側」という。）食堂の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立、及び準備した食材等により、官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食する業務並びにこれらに付随する食材・調味料等の運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃の業務を委託するものである。

土浦駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは下表のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

区分		平 日	休日（土・日・祝日）
朝 食	食 数	289	部外委託業務なし (中隊配食)
	食事時間	0605～0645	
	曹士食堂	1コ配食レーン	
	幹部食堂	1コ配食レーン	
昼 食	食 数	360	60
	食事時間	1200～1245	1200～1240
	曹士食堂	1コ配食レーン	1コ配食レーン
	幹部食堂	1コ配食レーン	運営しない（基準）
夕 食	食 数	250	47
	食事時間	1730～1830	1700～1730
	曹士食堂	1コ配食レーン	1コ配食レーン
	幹部食堂	1コ配食レーン	運営しない（基準）
備 考	・検食時間 (朝食：0550、昼食：1100、夕食：1630) ・特別勤務者の早飯時間 (昼食：1130～1140、夕食：1630～1640)		

※食数は、令和5年10月～令和6年9月の平均実績数を記載

※官側との調整により配食レーンを1コまたは2コ配食レーンを運営する。

(2) 本委託業務に必要な態勢

ア 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数及び配食レーン数等に応じ、本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

(ア) 現場責任者の配置

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ登録されている他の現場責任者を選任し、当日の業務開始までに権限を執行できる態勢を取り、官側に変更届を提出するものとする。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

(イ) 現場責任者の要件

- a 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- b 作業全般を各種ハラスマントをすることなく統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。この際、全員に本委託業務内容の教育を実施すること。
- c 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢を取れること。
- d a～c に示す能力、知識、技術、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員として3ヶ月以上の勤務歴があり、同一メニューを1回100食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有しあつ調理師免許を保有する者とする。受託者はその証明を仕様書に示す時期までに提出するものとする。
- e 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができる心身ともに健康であること。

(ウ) 作業従事者の要件

- a 調理作業に従事する者は、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- b 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。
- c 本委託業務内容の教育を受け、理解及び意思疎通ができること。

イ 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法律等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- (ア) 食品衛生法（昭和22年法律第233号 一部改正平成30年法律第46号）
- (イ) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- (ウ) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- (エ) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（以下「感染症施行規則」という。）（平成10年法律第114号）

受託者は、この作業に従事する者について、部外医療機関において、月に1回以上の腸管出血性大腸菌の検査を含んだ菌検索の結果を官側に提出するものとする。

現場責任者は、当日作業従事者等の衛生点検を作業開始前に行い、点検結果用紙を官側に提出するものとする。その際、点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。

(3) 確保されるべき業務の質

ア 過早調理することなく、指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。

イ 衛生的な食事を提供すること。（各種感染症対策の実施を含む）

ウ 隊員の満足度向上を図ること。

(4) 作業従事者の服務

作業従事者の土浦駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

(5) その他

このほか、給食業務の細部実施要領については、土浦駐屯地給食業務の部外委託仕様書による。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。

A、B、C等級に格付けされた者

競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。

(8) 陸上自衛隊土浦駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

(9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められるものであること。

(10) 次項第3号アに示す入札関係書類について、合格であった者

5 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和7度予算が成立することを条件とする。

(1) 仕様書の配布

令和7年1月23日（木）以降、次の場所において配布する。

ア 陸上自衛隊土浦駐屯地総務部会計課事務室

イ 陸上自衛隊武器学校ホームページ

(2) 入札説明会

説明会は実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和7年2月3日～7日に実施するので、希望日を令和7年1月31日（金）15時までに別紙第2参加希望表に必要事項を記入の上、持参またはFAXで申請すること。

(3) 入札関係書類提出

ア 提出書類

(ア) 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し。ただし、令和4・5・6年度の競争参加資格については、申請中で当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。

(イ) 令和6年度分社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険料又は労働保険料の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。

(ウ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

(a) 勤務予定表、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

aa 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の1ヶ月分を作成すること。氏名の記載は不要）

ab 従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策

ac 受託者が準備する消耗品及び仕様見積（衛生用消耗品を含む）

(b) 調理及び配食時における作業従事者等の配置

aa （給食業務の場合のみ）炊飯、下処理、揚げ物、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積

ab （給食業務及び食器洗浄共通）仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」又は「食器洗浄人員の配置（基準）」に準拠し、図指等により、理解容易なように説明

(c) 管理態勢及び連絡態勢

aa 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）

ab 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）

ac 安全管理計画（様式随意）

- (d) 従業員の教育研修態勢
 - aa 社内教育の実施計画（様式随意）
 - ab 新規採用者の教育態勢（様式随意）
- b 食品衛生管理
 - (a) 衛生管理態勢
 - aa 作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）
 - ab 細菌検査の検査実施項目及び実施時期
 - （ノロウィルスを実施する場合はその旨記載）（様式随意）
 - ac 新型コロナウィルス、ノロウィルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）
 - (b) 衛生事故へ対応
 - 報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）
- c 入札年月日の前々年度以降における、陸上自衛隊との同種契約における履行状況
 - (a) 不履行内容（減額されたものも含む。）（様式随意）
 - aa 駐屯地名及び時期
 - ab 業務不履行の内容及び発生原因
 - (b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）
 - aa 改善に当たり取り組んだ事項
 - ab 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

イ 提出期限

令和7年2月7日（金）17時

ウ 提出方法

陸上自衛隊土浦駐屯地（総務部会計課）に持参又は郵送すること。

(4) 入札関係書類の審査

前号アに掲げる提出書類を確認し、1項目でも要件を満たしていない場合は不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めことがある。

(5) 入札参加資格に係る確認結果の通知

令和7年2月12日（水）17時までに電話又はFAXにより通知する。

(6) 審査結果に対する疑義の申し立て

審査結果に疑義があるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して3日以内に書面をもって申し立てができる。当該申し立てに対しては、疑義の申し立てを受理した日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。

(7) 入札・開札

- ア 時 期 令和7年2月18日（火）13時10分から
- イ 場 所 陸上自衛隊土浦駐屯地 会計課入札室
- ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- エ 郵便により入札に参加する場合は入札書を内封筒に入れ、会社名、「公告第4号 給食業務の部外委託ほか1件」、入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により令和7年2月17日（月）12時までに到着の確認をすること。

(8) 落札者の決定

本要項第4項に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。

この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(9) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出しができる。

(10) 契約書の作成（契約締結）

ア 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

陸上自衛隊土浦駐屯地（武器学校会計課）に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和7年4月1日

エ 様 式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

(ア) 部分払に関する特約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

6 委託費の支払い方法

- (1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

- (2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

7 委託費の減額等

- (1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない、又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者が定める現場責任者に速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から前項に定める勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することが出来る。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領について（通達）陸幕会第81号（7.1.22）」第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行なうものとする。

- (2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
人員不足による支援要請等 ・官側支援（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む） ・献立変更（加工食材等への変更） ・調理要領の変更 ・切裁要領の変更 ・事前盛付による非適温食の提供 ・盛付要領の変更（複数食材の同一食器への盛付等）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を除く。）	不履行部分の期間割合×契約金額×10%～20%
現場責任者の不在	
食中毒の発生、菌検索結果の未提出による役務停止（食事への異物混入含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合、並びに前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

8 本委託業務の引継ぎ

受託者は、令和7年4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが令和7年3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

9 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

令和 年 月 日

参加希望表

契約担当官

陸上自衛隊武器学校

会計課長 烏 倉 文 雄 殿

下記日時において、現場確認を希望します。

件名					
住所 商号又は名称 代表者氏名					
担当者名（連絡先）	(- - -)				
参加人数	名				
第1希望日	令和	年	月	日	()
	希望時間	時から	時		
第2希望日	令和	年	月	日	()
	希望時間	時から	時		

注：希望日に対応が出来ない場合には、別途調整する場合があります。

入札書

(税抜)

内訳

品名	規格	単位	数量	単価	金額
給食業務の部外委託	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
履行期限	R7.4.1～R8.3.31	引渡場所		武校	

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 2月 18日

契約担当官 陸上自衛隊武器学校

会計課長 鳥倉文雄 殿

住 所
会 社 名
代表者名
連絡先
担当者名

※ 押印を省略される場合は連絡先、担当者名をご記入ください。

給食業務の部外委託仕様書

土浦駐屯地

調達要求番号 :

陸上自衛隊仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	7-1
給食業務の部外委託	作成年月日	令和6年12月3日
	作成者氏名	吉田 勝幸
	作成部隊等名	武器学校 総務部 管理課

1 総 則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊の土浦駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係る契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

h) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食並びにこれらに付随する食材、調味料などの運搬、厨房器材及び器具、調理器材・用具等の洗浄・手入れ及び指定場所への格納、厨房設備等の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献立を変更する場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表1-駐屯地食堂における1日当たりの標準的な食数及び配食レーン

区分	平 日	休日（土・日・祝日）
朝 食	食 数 0605～0645	部外委託業務なし (中隊配食)
	曹士食堂 1コ 配食レーン	
	幹部食堂 1コ 配食レーン	
	食 数 1200～1245	
昼 食	1コ 配食レーン	1200～1240
	幹部食堂 1コ 配食レーン	運営しない（基準）
	食 数 1730～1830	47
	曹士食堂 1コ 配食レーン	1コ 配食レーン
夕 食	幹部食堂 1コ 配食レーン	運営しない（基準）
	・検食時間（朝食：0550、昼食：1100、夕食：1630） ・特別勤務者の早飯時間 (昼食：1130～1140、夕食：1630～1640)	
備 考		

※食数は、令和5年10月～令和6年9月の平均実績数を記載

詳細は、別紙第1「令和5年10月～令和6年9月における食数及び作業従事者等数の平均実績値」参照

※官側との調整により配食レーンを1コまたは2コ配食レーンを運営する。

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、別紙第2「土浦駐屯地食堂における配食人員の配置」を基準として本委託業務を完成させるために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ登録されている他の現場責任者を選任し、当日の業務開始までに権限を執行できる態勢を取り官側に変更届を提出するものとする。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- 2) 作業全般を各種ハラスメントをすることなく統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。この際、全員に本委託業務内容の教育を実施すること。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢を取れること。

- 4) 前3号に示す能力、知識、技術、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員として3か月以上の勤務歴があり、同一メニューを1回100食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有しあつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を5.3に示す時期までに提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができ心身ともに健康であること。

b) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業に従事する者は、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。
- 3) 本委託業務内容の教育を受け、理解及び意思疎通ができること。

2.2 食品衛生管理

- a) 安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。
- 1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）。
 - 2) 食品衛生法の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）
 - 3) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - 4) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）。
 - 5) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
 - 6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
 - 7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「感染症施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

- b) 受託者は、この作業に従事する者について、部外医療機関において、月に1回以上の腸管出血性大腸菌の検査を含んだ菌検索の結果を官側に提出するものとする。

c) 衛生管理教育の実施

受託者は、月に1回以上、衛生管理に関わる教育を作業従事者等に対して実施し、教育実施日時、教育者、被教育者、教育内容の分かる報告書を官側に提出するものとする。

- d) 現場責任者は、当日の作業従事者等の衛生点検を作業開始前に行い、点検結果用紙を官側に提出するものとする。その際、点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。

別紙第3「従業者等の衛生管理点検表」

2.3 確保されるべき業務の質

- a) 過早調理することなく指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。
- b) 衛生的な食事を提供すること。（各種感染症対策の実施を含む）
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の土浦駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔なものを使用し、白色を基調とした調理服及び配食服を明確に区分して着用し、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、必ず名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため、常時、現場責任者と識別できる腕章又はこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとし、調理ミーティングの内容を作業開始前までに全作業従事者へ伝達を完了するものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、携帯電話、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着するものとする。現場責任者にあって筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失防止を徹底する。
- e) 作業工程は別紙第4「作業工程表」を基準とする。

3.2 調理作業

- a) 調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき次の作業を実施するものとする。
- b) 官側が準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、和え、味付け、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイルなどを実施する。
- c) 官側から手作りの献立を追求された場合は、柔軟に対応するものとする。
- d) 完成した料理の計量等（総重量から喫食人員で割った1人当たりの分量計算及び配食容器への配分）の実施

3.3 配食作業

- a) 調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、現場責任者の統制により食品及び食器の配置、盛り付け（飯缶、弁当パックへの詰め替えを含む。）、隊員等への配食及び会食場で実施される部内外者への配食も併せて実施する。
- b) 配食は直前盛り付けを基準とし、自由配食を実施する場合は官側から示された場合のみとする。
- c) とんかつ・ステーキ等の献立については、官側の指示のもと食べやすい大きさにカットして提供するものとする。
- d) 配食準備
調理ミーティングで示された内容に基づき、料理及び食器、トング、配食器具の配置等（食堂ホールに提供している自動飯盛り機の御飯や料理、飲物、調味料、器材も含む。）を実施
- e) 配食要領
調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、盛り付け（飯缶、弁当パックへの詰め替えを含む。）、隊員等への配食を実施する。
※喫食者の人数によっては、必要により官側の指示において曹士食堂のレーン追加又は幹部食堂のレーンを設定（休日等）する場合がある。

f) ホール作業

- 1) 幹部食堂及び曹士食堂のホールに作業従事者を1名以上配置し、提供している主食（自動飯盛り機の御飯等）などが不足又は無くならないよう先行的に補充を行う。
- 2) 喫食者が配食を受ける際に、こぼした物の処理対応を行うものとする。

g) その他の作業

主食が麺類の場合は、厨房から釜揚げされた麺類を配食室へ運搬する作業従事者を1名以上配置し、麺類配食時に不足又は無くならないよう先行的に補充を行う。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 運搬食の準備

指定された時間までに示された人数分の食器及び食材の準備を完了させるものとする。

3.4.2 食材・調味料等の受領

作業従事者等は、官側立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.3 廉房器材及び器具、調理・配食用具、容器などの洗浄、整備及び格納

- a) 廉房器材及び器具、調理・配食用具、配食後の食缶類などの使用前・中・後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。
- b) 用具、容器などの洗浄は洗剤及びスポンジ等により手洗いを実施した後に水槽、食缶洗浄機によりすすぎを実施し、指定の場所に格納する。この際、保管棚等の保管容器が汚れている場合は、洗浄・手入れする。
- c) 自動飯盛り機の分離脱着部品を取り外し、スポンジ等により手洗いをした後、乾燥させ自動飯盛り機へ取り付けるものとする。
- d) 食缶洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材、用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。

3.4.4 廉房内の清掃作業

- a) 廉房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷藏庫等の付帯設備を含む。）の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯（配食残）、廃油などの処理を実施するものとする。また、残菜、残飯（配食残）は、計量記録するものとする。また、残飯（配食残）については、厨芥処理機へ処分するものとする。
- b) 排水溝に残菜等がないよう毎日、清掃を実施するものとする。

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に従い対応するものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	・献立、予定喫食者数、配食レーン及び配食基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか
	衛生管理	・作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は良好だったか ・業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか

- b) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
朝, 昼, 夕各食の調理終了時	調理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・官側の指定した食材の使用, 裁断・調理要領及び調理数に基づく作業が実施されていたか ・大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理, 温度管理, 二次汚染の防止及び検食の保存がなされていたか
朝, 昼, 夕各食の配食終了時	配食状況	<ul style="list-style-type: none"> ・官側の指定した盛り付け要領及び配食数になっていたか ・配食開始は遅延せず, 定められた時間に配食されたか
その日の作業終了時	器材の洗浄及び厨房等の清掃状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・官側の指定した要領・頻度に基づき, 器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか ・器具等の員数は不足していなかったか

5 その他

5.1 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては, 次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検, 使用後の点検・手入れによって, 給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは, 本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は, 作業従事者の故意又は過失によって食材, 施設, 器材等に損害を与えた場合は, 速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに, 官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は, 本役務の実施に際して, 施設の使用, 火災予防, 施設・区域の立ち入り, 車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査, 会計監査, 給食審査, 保健所等の立入検査, 防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は, 業務実施上知り得た情報を他に漏らし, または利用してはならない。また, 契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の, ノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては, 感染症法及び感染症施行規則に基づくとともに, 必要な検査費用等は, 受託者の負担によるものとする。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は, 表2のとおりとする。

表2-官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備考
給食予定人員	月1回	翌月分を前月20日まで	4月分は左記に係わらず引継ぎ期間に通知
予定献立表 予定献立材料表	月1回	同上	同上 調理・配食作業数を付記

表2(続き)

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備 考
確定人員 献立材料表	平日の毎日 (休養日分 は前日の金 曜日)	当日の調理ミーティ ング(0900)	下記のとおり通知することを例と する。 1 火曜日に土～月曜日分を通知 2 前週木曜日に火・水曜日分を 通知 3 前週金曜日に木・金曜日分を 通知
調理及び 配食細部要領	平日毎日	同 上	調理ミーティングとして実施
各種検査等及び 実習生受け入れ	必要な都度	翌月分を前月20日 まで	

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表3のとおりとする。

表3-提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
現場責任者の勤務 経験関連資料	年1回	業務開始 10日前まで	提出後、現場責任者に変更があれ ば、その都度提出する。
作業従事者等一覧	年1回	同 上	提出後、作業従事者等に変更があ れば、その都度提出する。
作業従事者等調理 師免許の写し(免 許保有者のみ)	年1回	同 上	同 上
作業従事者等 菌検索結果	月1回以上	翌月分を前月25日 までに提出する。(た だし、受託年度4月分 は業務開始10日前 まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性 大腸菌検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を 提出 3 作業従事者等に変更があれ ば、その都度提出する。
作業従事者等 勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月25日 まで	1 受託年度4月分は業務開始の 10日前まで 2 作業従事者等に変更があれ ば、その都度提出し、官側の確認 を受けるものとする。
役務完了届	月1回	当月分を翌月5日ま で	様式は別紙第5
日単位及び月間の 合計延べ作業人 数、マンアワー資 料	月1回	同 上	様式は別紙第6「マンアワー資料」 参照

表3(続き)

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
調理工程表	毎日	調理ミーティング開始までに	様式は官側との調整による。
保健所等による営業許可証の写し	年1回	業務開始10日前まで	
衛生管理教育実施報告書	月1回	当月分を翌月5日まで	教育実施日、教育者、被教育者、教育内容のわかる報告書
作業従事者等履歴書(写し)	年1回	業務開始10日前まで	作業従事者等に変更があれば、その都度提出する。

5.4 受託者が使用できる国有財産

a) 施設

本委託業務に関係する陸上自衛隊土浦駐屯地食堂、厨房、更衣室、女子休憩室、使用を指定された男子・女子トイレ、洗面所、売店

b) 設備等

別紙第7「設備及び主要な配食容器類等」のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び以下の維持管理費用は官側負担とする。ただし、作業従事者等の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.5 受託者の経費区分

5.4において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要なすべての経費は受託者負担とする。年度開始4月1日までに、新しい被服等を作業従事者本人に渡し、消耗品は月1回、1ヶ月以上を作業従事者に渡すものとする。

別紙第8「(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品リスト(基準)」

5.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

5.7 本委託業務の継続性の確保

受託者の都合により、本委託業務を履行することが極めて困難な場合で、本委託業務契約の解除を行いたい場合は、その3週間以上前に申し出なければならない。一方、受託者が第2項に規定する態勢を確保できないことが常態化又は官側の改善勧告に対し改善できない等、その任に堪えないとの理由で、官側が本委託業務契約の解除を行う場合は、次の委託業務契約を円滑に移行させるための準備期間として、その後、最長3週間の範囲内において、本仕様書に記載された内容のとおり、本委託業務を継続しなければならない。

5.8 次年度契約への契約履行状況の反映

受託者が次年度も継続して本業務の受託を試みる場合、官側はその可否について、契約履行状況を考慮できるものとする。特に、受託者が第2項に規定する態勢を確保できていない場合は、具体的かつ実効性のある改善要領の提示を必要とする。

5.9 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき、厚生労働省で定めるところにより、給食施設（駐屯地隊員食堂）における飲食店営業（一般食堂）の営業許可を受けなければならない。契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行規則第5条の2、第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

5.10 この仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が発生した場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和5年10月～令和6年9月における食数及び作業従事者等数の平均実績値

1 食数量

区分 月	喫食申込平均数					
	平 日			休 日		
	朝	昼	夕	朝	昼	夕
R5年10月	390	454	344	103	70	57
11月	358	436	318	189	170	121
12月	272	332	227	96	78	48
R6年 1月	263	310	238	77	47	40
2月	306	376	265	63	50	41
3月	228	295	178	55	43	39
4月	281	358	242	56	45	39
5月	316	384	268	50	54	37
6月	347	421	317	54	68	59
7月	279	378	241	50	32	30
8月	199	275	171	36	30	28
9月	226	297	189	41	36	30
平均	289	360	250	73	60	47

※ 休日及び祝日の朝食は、中隊配食（パン・おにぎり）とする。

2 給食業務部外委託

(1) 各作業人数平均実績

区分 月	平日作業人数平均実績			休日作業人数平均実績	
	朝	昼	夕	昼	夕
R5年10月	3.0	6.8	5.0	3.7	3.5
11月	3.1	7.4	5.0	4.0	3.5
12月	3.0	6.8	4.9	3.3	2.9
R6年 1月	3.0	7.1	5.0	2.9	2.4
2月	3.1	6.9	5.2	3.2	2.9
3月	3.0	6.9	4.4	3.3	2.5
4月	4.2	8.8	6.9	4.5	4.0
5月	4.3	8.3	7.7	3.8	3.7
6月	4.5	8.5	7.1	3.4	2.7
7月	4.0	8.4	6.3	3.8	2.6
8月	4.0	8.0	6.5	3.1	2.4
9月	4.0	8.3	7.1	3.5	3.1
平均	3.6	7.7	5.9	3.5	3.0

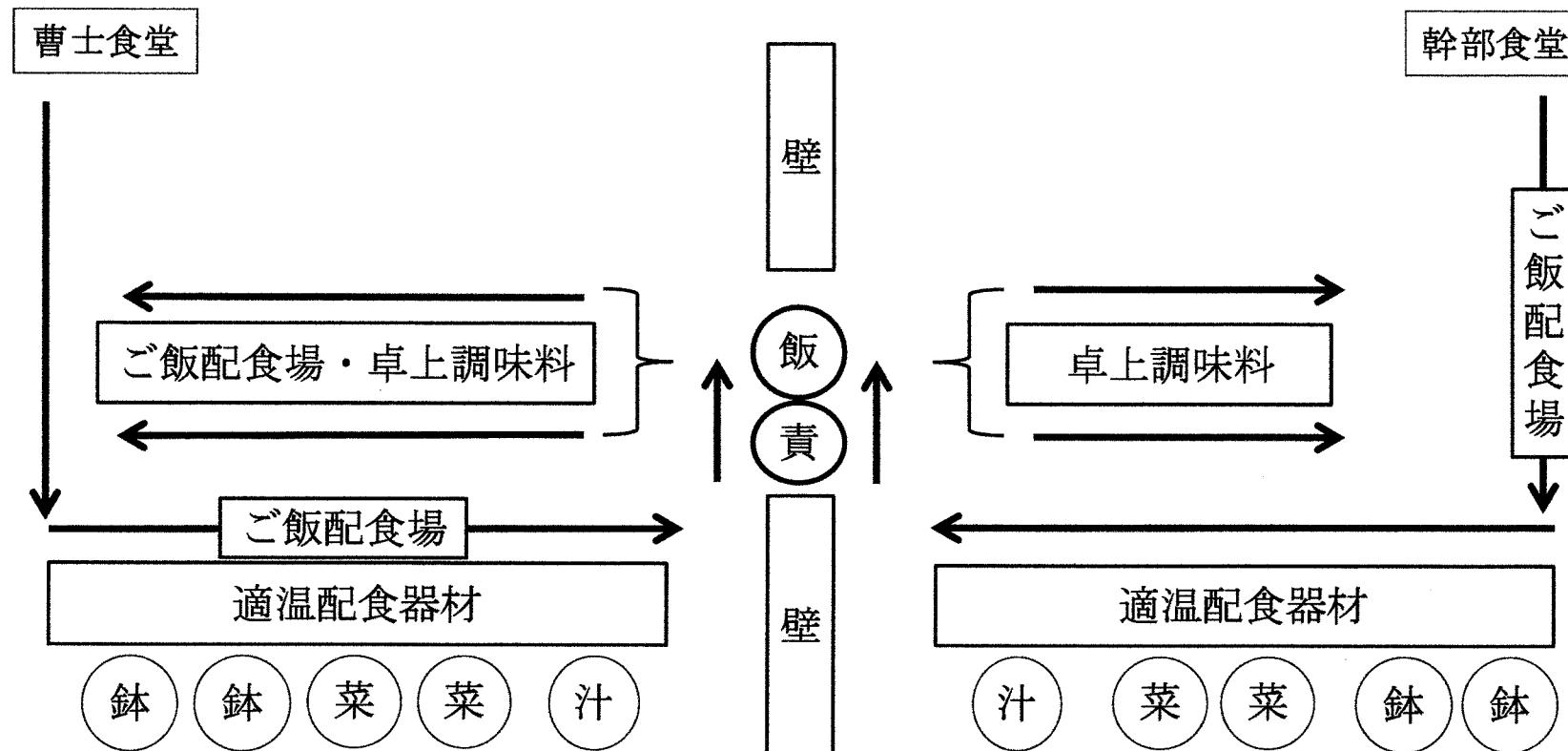
(2) 延べ人数・延べマンアワー

区分 月	延べ人数			延べマンアワー		
	平 日	休 日	合 計	平 日	休 日	合 計
R5年10月	141	38	179	1,148	279	1,427
11月	147	40	187	1,255	291	1,546
12月	109	49	158	873	375	1,248
R6年 1月	114	40	154	904	300	1,204
2月	131	32	163	1,062	239	1,301
3月	138	36	174	1,120	236	1,356
4月	166	51	217	1,474	410	1,884
5月	158	46	204	1,581	381	1,962
6月	169	34	203	1,630	243	1,873
7月	182	37	219	1,450	185	1,635
8月	136	44	180	1,142	316	1,458
9月	159	37	196	1,366	293	1,659
平均	146	40	186	1,250	296	1,546

注記

- (1) 平日の朝食は、申込数の約10%（基準）はパンを配布
- (2) 配食は直前盛り付けを基準とし、自由配食を実施する場合は官側から示された場合のみとする。

土浦駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）（一例）



区分	主な任務等	各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
全般	○ 責 現場責任者		1	12
	○ 飯 御飯・食器等の補充		1	
配食等担当	○ 菜 菜皿・洋皿（主菜）担当	2	4	12
	○ 鉢 小鉢等（副菜）担当	2	4	
	○ 汁 汁担当	1	2	

従事者等の衛生管理点検表

令和 年 月 日

監督官	現場責任者

氏名	① 発熱	② 下痢	③ 嘔吐	④ 化膿創	⑤ 服裝	⑥ 帽子	⑦ 履物	⑧ 爪	⑨ 指輪等	⑩ 手洗い	⑪ トイレ

	点検項目
①	発熱（38℃以上）の症状はないか
②	下痢に伴う腹痛の症状はないか
③	嘔吐に伴う気持ち悪さはないか
④	手・指・顔面などに化膿創がないか
⑤	白衣、帽子等は毎日専用で清潔なものに交換しているか
⑥	頭髪は端正か、毛髪が帽子のなかに収まっているか
⑦	作業場専用の履物を使っているか、また清潔か
⑧	爪は短く手入れされているか
⑨	指輪、腕時計、マニキュアをしていないか
⑩	手洗いは確實に行われているか（指の間、爪の中、手首など）
⑪	トイレには、調理作業時に着用した専用着、帽子、履物のまま入っていないか

作業工程表(基準)

別紙第4

平日朝 作業 (A直)	0430	0600	0700	0800	平日休日 午前作業 (B直)	0900	1000	1100	1200	1315							
	0430	0645	0800			0900	1100	1315									
平日午後 作業 (C1直)	1415	1500	1600	1700	1800	1915											
	1415		1620		1915												
休日午後 作業 (C3直)	1400	1500	1600	1700	1800												
	1400		1650		1800												
平日夕配 食等作業 のみ (E直)	1730		1915			平日昼配 食等作業 のみ (D直)	1200	1315									
	1730		1915				1200	1315									
		調理・配食・洗浄等		洗浄・片付け		調理・配食・洗浄・ 清掃等		配食準備・配食・ 洗浄・片付け		清掃・厨房整備							
<input type="checkbox"/> 終了時刻の延長及び、B直との連続勤務は可 <input type="checkbox"/> 工程内休憩は契約相手方計画					<input type="checkbox"/> 開始時刻の前倒し、終了時刻の延長及び、A・C直との連続勤務は可 <input type="checkbox"/> 工程内休憩は契約相手方計画												
<input type="checkbox"/> 開始時刻の前倒し及び、B直との連続勤務は可 <input type="checkbox"/> 工程内休憩は契約相手方計画					<input type="checkbox"/> 開始時刻の前倒し及び、B直との連続勤務は可 <input type="checkbox"/> 工程内休憩は契約相手方計画												
<input type="checkbox"/> 開始時刻の前倒し及び、B直との連続勤務は可 <input type="checkbox"/> 工程内休憩は契約相手方計画					<input type="checkbox"/> 開始時刻の前倒し及び、B直を除く他の直との組み合わせ勤務可												
<input type="checkbox"/> 開始時刻の前倒し及び、A・B・D直との組み合わせ勤務可																	

殿

業者名：

住所：

代表者名：

役務完了届
令和 年 月 日

1 役務名称：

2 役務場所：

3 契約年月日：

4 契約番号：

5 契約期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6 実施期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7 完了年月日：令和 年 月 日

検査年月日	
検査判定	
検査所見	

上記のとおり検査結果を報告する。

令和 年 月 日

検査官

マンアワー資料

令和〇〇年〇〇月

給食業務

年月	令和〇〇年〇〇月																															
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
平日/休日	k		h	h	h	h	k	k	h	h	h	h	h	k	k	k	h	h		h	k	k	h	h	h	h	k	k	k			
○山△子	7.5		3	4		8	7.5		3	4	8	3					3			3	7.5		3		3	3		7.5		7.5		
□谷×子	7.5		7	3	4	4		7.5	7		8	7			7.5		7			7	7.5		7		7.5	7	6.5		7.5			
◎山△子			8	7	3	8		7.5	8	3	4	8	3	7.5			8	3				7.5	8	3		8	6.5	7.5		7.5		
■谷×子			8	8	7		7.5		8	7	7	8	7		7.5		8	7				7.5	8	7			2.5		7.5			
×山△子			4	8	8	3			4	8		4	8	7.5			4	8		8			4	8	8.5	4						
△谷×子					8	7		7.5		8	3		8			7.5		8		8			8	8.5	×	×	×	×	×			
▲山△子	×	×	×	×	4	8		7.5		4	7		4			7.5		4		4			4	4								
作業人数	2	0	5	5	6	6	2	4	5	6	6	5	5	2	2	2	5	5	0	5	2	2	5	5	5	4	3	2	2	2		
マンアワー	15	0	30	30	34	38	15	30	30	34	37	30	30	15	15	15	30	30	0	30	15	15	30	30	31.5	22	15.5	15	15			

延べ人数集計			延べマンアワー集計		
平日	休日	合計	平日	休日	合計
86	24	110	512	180	692

特記事項

- ・2日は行事のため、作業無し
- ・8日は喫食人員が多かったため、増員
- ・16日は統一代休の為、休日態勢
- ・19日は駐屯地水道工事のため、作業無し
- ・25日は作業所要の多い献立のため、作業時間増
- ・26日は作業所要の少ない献立のため、減員
- ・27日は厨房整備日
- ・▲山△子は4/5より新規加入のため、慣熟期間は増員
- ・△谷×子は4/25をもって退職

設備及び主要な配食用容器類等

1 設備等

区分		数量	能力
厨房器材 及び器具	連続式ガス炊飯装置	5台	1. 4 kg以上/h
	水圧洗米機	2台	30 kg以上/回
	蒸気煮炊き釜	4台	285 L/台
	製氷機	2台	3. 2 kg/回
	野菜切裁用調理機	1台	300 kg以上/h
	球根皮むき機	1台	15 kg/回
	連続式揚げ物機	1台	4 kg/回
	適温・選択配食器材	9台	
	配食室用温蔵庫	2台	65 °C~90 °C
	配食室用保冷庫	2台	3 °C~20 °C
	コンベクションオーブン	2台	20段/台
	シンク・調理台	23台	
	まな板	11枚	
	包丁	20本	
厨房等施設	厨房		284. 6 m ²
	配食室		78. 8 m ²
	下処理室		54. 6 m ²
	予冷庫		26. 1 m ²
	冷蔵庫		12. 0 m ² ×2ヶ所
	什器庫		19. 7 m ²

※令和6年9月30日現在

2 主要な配食用容器類等

種類	作業区分						1日当たりの平均予定数量					
			朝食		昼食		夕食					
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
ご飯用（おひつ）	7		12	2	8	2						
汁用（寸胴等）	2		2	1	2	1						
副食用（ホテルパン）	26		35	13	23	14						
その他（トング類等）	20		28	19	20	18						

※令和5年10月～令和6年9月使用実績による。

「(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」

No.	品名	必要数	備考
1	白衣上衣	2着/1人/年	白を基調とし、清潔なもの (交換用予備含む)
2	白衣ズボン	2着/1人/年	
3	調理帽	2着/1人/年	
4	調理用長靴	2着/1人/年	
5	調理靴	2着/1人/年	
6	エプロン(前掛け)	2着/1人/年	
7	マスク	2枚/1人/日	
8	エンボス手袋(100入)	15箱/月	サイズS/M/L
9	ニトリルゴム手袋(100入り)	20箱/月	サイズS/M/L
10	爪ブラシ	1個/1人/年	
11	履物(サンダル)	2足/1人/年	各作業区域用
12	クッキングシート	10本/月	33cm×30cm
13	サランラップ	30本/月	30×100m, 45×50m
14	アルミホイル	5本/月	45×50m
15	スポンジ	10個/月	
16	たわし・金たわし	各5個/月	
17	タオル・布巾	10枚/月	調理台等清掃
18	中性洗剤(6倍希釈液)	10ℓ/月	調理機械, 包丁, まな板等
19	食缶洗浄機用洗剤	4本/月	25kg (SARAYAひまわり洗剤)
20	キッチンハイター5kg	3本/月	
21	手指消毒用アルコール	5ℓ/月	洗浄後消毒
22	アルコール除菌剤(食品添加物)	1缶(170)/月	ざる, ボール, 配食缶等
23	クレンザー(クリーム状)	2本/年	5. 6kg
24	スチコンクリーナー	1本/月	4kg
25	デッキブラシ	2本/月	厨房等施設用
26	モップ	3本/年	配食室用
27	モップ替糸	3個/月	
28	モップ絞り器	1個/年	
29	バケツ	6個/年	35ℓ
30	水切り	3本/月	
31	手洗い石鹼液(シャボネット)	18ℓ/年	厨房入口, トイレ等
32	ペーパータオル(200枚入)	20個/月	厨房入口, トイレ等
33	トイレットペーパー	24ロール/月	80m
34	ごみ袋45ℓ	300枚/月	阿見町指定ごみ袋
35	ごみ袋70ℓ	100枚/月	白色
36	救急箱	一式	

※白衣、調理帽は官側が使用している物と同一又は酷似したものとする。以上の消耗品以外に必要な物品及び必要数が増加した場合は、その都度官側の要求に対して契約相手方は応ずるものとする。